

話し合うことが罪になるの？

「共謀罪絶対反対！」市民大集会 プログラム

2017年5月19日 於：長良川国際会議場大会議室

司会：青木眞理

- ・ 主催者挨拶 岐阜総がかり行動実行委員会委員長 河合良房
- ・ エイサーとカチャーシー 岐阜県沖縄県人会琉球舞踊サークル
- ・ 特別報告「大垣警察市民監視違憲訴訟」 岡本浩明 弁護士（弁護団副団長）

- ・ 講演
「現代の治安維持法 共謀罪の制定を阻止しよう」
海渡 雄一 弁護士
（日弁連共謀罪法案対策本部副本部長）



～ 質疑応答 ～

- ・ 閉会挨拶 岐阜総がかり行動実行委員会事務局 高橋恒美



☆ 県内野党3党（民進党岐阜県総支部連合会、日本共産党岐阜県委員会、社会民主党岐阜県連合）からメッセージを頂いています。資料としてお渡ししていますのでご覧ください。

主催：戦争をさせない！9条を壊すな！岐阜総がかり行動実行委員会

<https://gifu-sougakarikoudou.jimdo.com/>

- ◎ もう黙っとれんアクション実行委員会（連絡先：河合法律事務所 058-262-7997）
- ◎ 戦争をさせない1000人委員会岐阜県実行委員会（連絡先：フォーラム岐阜 058-247-7650）
- ◎ 憲法9条を守る岐阜県共同センター（連絡先：岐阜県労連 058-252-3013）

岐阜市民集会報告

現代の治安維持法 共謀罪の制定を阻止しよう

海渡 雄一

(日弁連共謀罪法案対策本部副本部長)

内容

第1	この法案をどう呼ぶべきか	1
第2	私たちは、なぜ、共謀罪に反対するのか	2
1	犯罪の成立要件があいまいになること	2
2	共謀罪の捜査手段によって監視社会が強められること	2
3	こんな場合にも適用される	2
第3	政府新法案の問題点	4
1	テロ対策について	4
2	国連条約と法案の関係について	4
3	国会に提案された法案から濫用の危険性が除かれているか	5
4	新法案はかえって2006/7年段階より後退している	6
第4	イギリス・アメリカの共謀罪と戦前の治安維持法について	7
1	イギリスの共謀罪	7
2	アメリカの共謀罪	7
3	共謀罪と治安維持法の共通点について	8
第5	まとめ	9
第6	参考資料	10
参考資料1	日本政府が条約3条(後の5条)について、1999年3月8-11日に開催された第2回起草特別委員会に提出した修正案	10
参考資料2	条約起草第7回会合の経緯	10
参考資料3	条約審議の最終盤で議論されていた重要犯罪リスト	11
参考資料4	外務省の調査による世界各国の重大犯罪数	13
参考資料5	06年6月16日の与党修正試案(同日の衆議院法務委員会会議録に参考掲載)	13
参考資料6	2006年6月1日石原法務委員長「組織的な犯罪の共謀罪に関する修正について」	14
参考資料7	2007年2月20日付の自民党法務部会条約刑法検討に関する小委員会の検討結果に示された修正案骨子	14

第1 この法案をどう呼ぶべきか

政府はこの法案のことをテロ等準備罪と名付けています。しかし、政府自らが、この法案と基本的に同内容の法案を2003年に提案したときには共謀罪と名付けていました。

政府が法案の制定の目的としている国連越境組織犯罪条約5条が求めているのも、組織犯罪集団への参加罪か共謀罪(Conspiracy)の制定です。ですから、この法案を共謀罪法案と呼ぶことには正当な根拠があると考えます。したがって、本日も、「テロ等準備罪いわ

ゆる共謀罪法案」省略して、「共謀罪法案」と呼ばせて頂きます。

第2 私たちは、なぜ、共謀罪に反対するのか

1 犯罪の成立要件があいまいになること

まず、なぜ共謀罪に反対しなければならないかということからお話しします。刑法は、犯罪の要件を定めていますが、これは裏返せば、刑法に違反しない限り人の行動は自由であるということです。

私たちが学んだ刑法では、犯罪とは人の生命や身体自由名誉に被害を及ぼす行為と説明されました。国会的、社会的な法益に基づく行為でも、現実にこれらの法益が侵害される状態が引き起こされることが、犯罪を処罰することの根拠でした。

法益の侵害又はその危険性が生じて初めて事後的に国家権力が発動するというシステムは、我々の社会の自由を守るための基礎的な制度なのです。

我が国の刑事法体系では、実行に着手した犯罪であっても、自らの意思で中止すれば、中止未遂として刑を減免してきました。刑法に定められた約200の罪の中で、未遂を処罰しているのは3割、予備を処罰しているのは1割、共謀を処罰しているのは、わずかに1パーセントです。犯罪実行の着手前に放棄された犯罪の意図は、原則として犯罪とはみなされなかったのです。

277（衆院事務局の調査によれば316）もの多くの犯罪について共謀の段階から処罰できることとする共謀罪法案は、刑法体系を覆し、国家が市民社会に介入する際の境界線を、大きく引き下げるものです。そして、このことは、日本政府が国連条約審議の冒頭に述べていたことでもあるのです（参考資料1）。

2 共謀罪の捜査手段によって監視社会が強められること

次に、人と人が犯罪の合意をする手段は、会話、目配せ、メール、LINEなど、人のコミュニケーションそのものによってです。その合意の内容が実際に犯罪に向けられたものか、実行を伴わない口先だけのものかどうかの判断は、犯罪の実行が着手されていないわけですから、大変難しい判断になります。

共謀罪の捜査は、会話、電話、メールなど人の意思を表明する手段を収集することになります。そのため、捜査機関の恣意的な検挙が行われたり、日常的に市民のプライバシーに立ち入って監視したりするような捜査がなされるようになる可能性があります。私たちが、共謀罪は監視社会をもたらすと批判しているのは、そのような意味なのです。

産経新聞は昨年8月31日の「主張」において、「（共謀罪）法案の創設だけでは効力を十分に発揮することはできない。刑事司法改革で導入された司法取引や対象罪種が拡大された通信傍受の対象にも共謀罪を加えるべきだ。」と述べました。今年の予算委員会では、法務大臣は共謀罪を通信傍受の対象とするかどうかは、将来の課題であると明言しています。私たちの危惧は決して杞憂ではないのです。

3 こんな場合にも適用される

それでは、新たな法案はどのような場合に適用されるのでしょうか。きのこ狩りやヤマハの音楽教室などの例も指摘されていますが、

1) まず第1に、基地建設に抵抗する市民団体が、工事阻止のために道路に座り込みを計

画し、現地の地理を調べただけで組織的威力業務妨害罪の共謀罪に問われかねません。沖縄では、基地建設反対の闘いに威力業務妨害罪が発動され、リーダーの山城博治さんが5ヶ月も勾留されましたから、現実的な懸念であるといえます。山城さんは16日の東京新聞のインタビューの中で、「リーダーと呼ばれる人間を屈服させ、同時にすべての関係者の連絡先を押さえる。沖縄の大衆運動そのものを取り締まっていく国策捜査だと思う。」と述べています。家宅捜査で関係者の住所と電話番号はすべて把握され、警察は山城議長の演説に拍手したことを「賛同」、説明を受けたことが「協議」として事件を立件しています。山城議長は「もう恐怖。共謀罪が発動した時の準備がされたのだと感じた」と述べています。

2) 労働組合に適用される可能性のある条項としては、例えば組織的強要、組織的逮捕・監禁の共謀罪の規定があります。会社が倒産必至の状況で、退職金の確保のために社長の個人保証を得ようとする団交は、激しいものとならざるを得ないでしょう。譲歩が得られるまで徹夜団交も辞さない手厳しい団交をやると決めただけで、組織的強要・組織的逮捕監禁の共謀罪になりかねません。

3) 市民団体に適用される可能性のある条項は、例えばテロ資金供与罪の共謀です。イスラエル軍の爆撃で破壊されたパレスチナの病院の復興資金を支援しようとするような活動も、政府機関から見れば、背後にはテロ組織が存在しているとして、寄付金を集め始めただけでテロ資金供与罪の共謀罪に問われる可能性があります。

4) また、戦争に反対する市民団体が、自衛隊の官舎に「殺すな」と書かれたステッカーを貼り付けることを計画し、そのステッカーを買うためにATMから出金した場合、組織的建造物損壊罪の共謀罪に問われかねません。

5) 時間外賃金も支払わないブラック企業について、批判のピラを撒こうとすれば、また、原発の再稼働を計画している電力会社について、事故を起こして倒産する可能性があると言指摘しても（実際に東電や東芝も倒産寸前ですが）、組織的信用毀損罪の共謀罪などと言われかねません。

6) いま、シリアや北朝鮮をめぐる軍事的な緊張が高まっていますが、新聞社が国際紛争に対して戦争法の発動を準備していると疑われる国家安全保障会議を構成する大臣の自宅に記者を張り付けさせ、取材拒否にあっても、事実関係についての確認を必ず求めることを編集会議で決定し、記者がその大臣の自宅の割り出し作業を始めた場合、組織的強要罪の共謀罪あるいは既設の特定秘密取得罪の共謀罪が成立する可能性があります。

7) えん罪の救済のために救援する市民活動も危険になります。偽証罪の共謀罪が制定されるからです。えん罪を訴える裁判で、有罪とされた事件で一度証言している関係者に真実を話して欲しいと働きかける行為は、検察官からみて、「偽証」を持ちかけていると見なされ、前の証言を撤回すると約束してもらうと偽証罪の共謀罪で弁護士も証人候補も逮捕され、冤罪を晴らすことはできなくなります。

第3 政府新法案の問題点

1 テロ対策について

国連越境組織犯罪防止条約の目的はマフィアなどの経済的な組織犯罪集団対策です。この条約はテロ対策の条約ではありません。

日本政府は、2000年7月の10回条約起草会合で、この条約の適用対象とされた重要犯罪リストにテロ犯罪を加えることに反対していたのです（参考資料3）。

日本は、国連の13主要テロ対策条約についてその批准と国内法化を完了しているのです。

法案には2月の段階でも、テロの文字は全くありませんでした。これを国会で批判されると法案提出直前に「テロリズム集団その他の組織犯罪集団」という言葉を法案に入れ込みました。しかし、法案にはテロリズムの定義すらなく、この修正には法の適用範囲を限定する意味は全くありません。完全なまやかしののです。

政府は1月の国会審議の中で、共謀罪を作らないとテロは防げないとして、ハイジャック犯人が航空券を買ったり、危険な化学物質の原料を調達しても、その予備罪で検挙することはできず、テロ等準備罪（共謀罪）が必要であると説明しました。しかし、特別刑法の権威ある注釈書に、これらは典型的な予備行為として掲げられており、政府の説明は間違いでした。金田法務大臣は判例があると言いましたが、的確な判例を示すことはできず、破壊活動防止法で陰謀罪が成立したとされる事件の判例を、予備罪は成立していないとされた例としてあげたのです。全くスジ違いで、最終的には答弁を撤回せざるを得ませんでした。この後も政府は、法案の推進の根拠であるテロ対策の穴を指摘できていないのです。

所得税法や著作権法、商標法など組織犯罪やテロとは無縁で、未然防止が必要とは考えられない多くの犯罪について共謀罪を作ることが本当にテロ対策でしょうか。

なぜ、テロが起きるのでしょうか。テロは人間の憎しみの心から起きます。民族や宗教の対立が憎しみの心を生み、テロが起きます。トランプ政権がシリアを爆撃しました。この攻撃で殺された人々の家族の中から次のテロリストが生まれるのではないのでしょうか。テロを防ぐ途は、日本国民が世界平和のために働くことで、世界の市民から尊敬されるようになるしかありません。

東京新聞に寄せられた兵庫県川西市の8歳の少女水野眞琴さんの投書が波紋を呼んでいます。平和を作る6つのルールを提案です。武器を放棄し平和を作ろうと訴える水野さんは、「あいさつをする。いのちを守る。うそをつかない。笑顔で過ごす。思いやりの心。わる口を言わない。」と提案しています。まさに、テロや戦争を防ぐためのとても大切なことがまとめられていると思います。安部首相と政府にも見習って欲しいと思います。

2 国連条約と法案の関係について

日本政府は1999年1月の第2回条約起草会合で、広範な参加罪と共謀罪の提案は日本の国内法の原則に反するとの意見を述べていました。日本政府が、このような慎重な立場を転換したのは、2000年1月の第7回条約起草会合において、現在の条約5条の案文について、日米カナダ間で、非公式協議をした後のことです。この非公式協議の内容は明らかになっていません。国会審議では、まずこの公電の黒塗りの部分を開示して欲しいと思います（参考資料2）。

日本政府は、2002年の法制審議会で、この法案の提案理由は条約の批准につきており、国内の犯罪状況にこのような法律を必要とする立法事実はないと認めていたのです。

ところが、最近はオリンピック対策のために必要不可欠と言い出しているのです。法が成立する前に早くも拡大適用が始まっているといえます。

国連の立法ガイドは、43 パラグラフで「各国の国内法の起草者は、単に条約テキストを翻訳したり、正確にことば通りに条約の文言を新しい法律案または法改正案に含めるように試みるより、むしろ条約の意味と精神に集中しなければならない。」「国内法の起草者は、新しい法が彼らの国内の法的な伝統、原則と基本法と一致するよう確実にしなければならない。」と述べています。日本政府の提案が国連のガイドに沿っていないことは明らかです。実は、このガイドは2004年に出版されており、日本の国内法が起草されたのは2002年でした。国内法案の制定を急ぎすぎたため、このガイドを参照することができていないのです。日本政府とりわけ外務省と法務省は、この間違いを認めて、別の途をとると言うべきではないでしょうか。

そもそも、このような広範な立法が国連条約批准のために必要なのでしょうか。この条約は国内法の原則に従って実施すれば良いことは、条約34条に明記されています。条約審議以前に広範な共謀罪が制定されていた国は、イギリスとアメリカとカナダくらいです。そして、条約批准のために新たに共謀罪を制定したのは、ノルウェーとブルガリアしか報告されていません。多くの国々は、それぞれの国内法をほとんど変えないで条約を批准しているのであり、日本もそうすれば良いのです。

日本には、テロや暴力犯罪など、人の命や自由を守るために未然に防がなくてはならない特に重大な犯罪約70については、共謀罪20、予備罪50があり、他に銃刀法、ピッキング防止法、凶器準備集合罪など、傷害や窃盗など重大犯罪の予備段階を独立罪化した法案も多くあります。日本の組織犯罪対策は、世界各国と比べ、決して遜色のない立派な法制度だと思います。2006年には、あらたな立法なしに条約を批准できると日弁連は主張してきました。2009年に政権交代したときの民主党の見解も同じでした。民主党政権でこのような解決ができなかったことは本当に残念です。私と共著で「新共謀罪の恐怖」を書いてくれた平岡秀夫さんは、2006年当時は民主党の法務委員会の筆頭理事でした。そして2011年には法務大臣に就任し、この政策を現実に実現しようとしてきました。しかし、時間が足りず、実現できませんでした。

3 国会に提案された法案から濫用の危険性が除かれているか

政府は、今回の法案は2003年の法案と比べて、大きく修正し、濫用の危険のないものとしたと説明しています。しかし、このような説明は事実と異なります。

組織犯罪集団の関与を要件としたこと、準備行為を要件としたこと、適用対象犯罪を676から277（衆院事務局の調査によれば316）に減らしたことを根拠としているのです。

政府は、組織犯罪集団の関与について要件に盛り込んだので、恣意的な適用はされないと説明します。しかし、組織犯罪集団の定義を見ると、団体が目的犯罪を実行することを共同の目的とすれば、組織犯罪集団と呼ぶことにしただけであり、金田法務大臣も、当初は、普通の会社や市民団体には適用しないと述べていたのに、途中から、過去に一度も犯罪履歴がなくても、団体の性格が一変すれば、組織犯罪集団となり得ると説明を変えました。なんら法の適用対象は限定されていないのです。

準備行為が要件とされましたが、これは合意のあったことの証拠が必要だと考えられているものであり、予備罪のように準備行為自体が危険な行為であることは必要ありません。また、準備行為と言っても、ATMからの出金や第三者に声を掛けるような行為でよいのです。

政府は、法案のもとで、準備行為がなければ、逮捕勾留できないと説明していましたが、4月21日の法案審議では、準備行為がなくても、任意捜査は可能であると回答しました。はたして、準備行為は犯罪の成立要件なのでしょうか、それとも処罰条件なのでしょうか。政府の説明では、この点は、なおあいまいであり、やはり、犯罪の本体は計画=共謀であるといわざるをえません。

4 新法案はかえって2006/7年段階より後退している

(1) 必要的減免規定の復活

今回提案されている修正点は実は、2006、2007年に与党、自民党が作っていた修正案にはすべて盛り込まれていました。そして、2006年の与党修正案(参考資料4)で任意的減免規定に修正されていた自首の必要的減免規定が、新法案では完全に復活しています。

(2) 本犯と共謀罪の二重処罰禁止規定の消滅

アメリカの共謀罪制度は、本犯と共謀罪を二重に処罰できる仕組みになっています。日本で殺人罪の無罪判決が確定していた三浦和義さんがサイパンで逮捕されたのは殺人罪の共謀の容疑だったのです。2006年6月1日に法務委員会石原伸晃委員長がまとめた、「組織的な犯罪の共謀罪に関する修正について」(参考資料5)では「共謀の後、共謀の目的とする対象犯罪が成立するに至ったときは、共謀罪は対象犯罪に吸収されることを法律上明確にすること」が合意されましたが、これも新しい政府案では全く対応がなされていません(平岡秀夫ほか『新共謀罪の恐怖』緑風出版2017年 134頁)。

(3) 自民党が一度は丸呑みするとした民主党修正案の内容

政府は、民主党は過去には修正案を提案していたと批判しています。しかし、2006年6月1日に、与党が丸呑みするとした民主党修正案をもう一度見て欲しいと思います(参考資料7)。

ここでは、対象犯罪は越境性を帯びるものに限定されていました。これは、条約34条2項に付された解釈ノートによって、認められている措置だと考えます。

対象犯罪は約300に限定され、組織犯罪集団については、一定の罪を実行することを「主たる目的又は活動とする団体」と限定されていました。これは、ノルウェーの立法例にならったものです。

また、行為そのものが具体的な危険性のある犯罪の予備行為を犯罪の成立要件としています。その後、民主党は、日本における組織犯罪対策の現状を検証すれば、条約の批准のために、このような過剰な立法はそもそも必要なく、条約の批准はできるとする意見に転じました。日弁連も、このような見解を繰り返し表明してまいりました。しかし、政府与党が、一度はこのような法案修正に応じたという歴史的な事実、消すことができません。

(4) 自民党小委員会案では対象犯罪は128まで限定されていた

2006年の与党案は対象犯罪は300、2007年の自民党小委員会案では対象犯罪は128にまで絞られた案が示されていました(参考資料6)。それで良いとは言いませんが、政府与党の姿勢が、この当時よりも後退していることは指摘せざるを得ません。

私は沖縄ですでに弾圧の道具に使われている威力業務妨害罪に注目したいと思います。1999年に制定された組織犯罪処罰法によって、組織的威力業務妨害罪、組織的強要罪、組織的信用毀損罪が作られ、法定刑が引き上げられました。そのために、これらの犯罪は、政府案によって

共謀罪の対象犯罪とされました。これらの犯罪は、もともと構成要件があいまいで、弾圧法規として使われてきました。これらの罪の共謀罪は労働運動や市民運動に対する一網打尽的な弾圧を可能にする点で、これだけで治安維持法に匹敵する危険性を持っていると私は考えます。自民党の小委員会案では、これらの犯罪は共謀罪の対象から外されていました。なぜ、このような濫用の危険が著しく大きく、未然防止の必要性の低い犯罪が適用対象として復活しているのか、深刻な疑問を提起しておきたいと思います。

第4 イギリス・アメリカの共謀罪と戦前の治安維持法について

1 イギリスの共謀罪

共謀罪の祖国はイギリスです。イギリス法に登場するのは13世紀における誣告罪の共謀罪が最初です。

これがより一般的な共謀罪に発展することとなるのは、イギリスの絶対王政下で、ヘンリー8世が制定した国家反逆罪の処罰に適用したのがきっかけとされます。

特に有名な事件は1605年の「火薬陰謀事件 Gun Powder Treason」です。

1721年のジャーニメン・テイラー事件(Journymen-Tailors case)では、織物工で構成される労働組合が一定額以下の工賃では縫製の仕事をしないと合意すること=ストライキを計画したことに対して、明文法ではなくコモンロー上の共謀罪が適用されました。このケースは、労働組合運動に初めて共謀罪が適用された例とされます。1800年には「団結禁止法(Combination Law)」が制定され、組合結成そのものが禁止されます。1824年に団結禁止法は撤廃されますが、1825年労働者団結法では、ストライキへの共謀罪適用は続きました。これが最終的に撤廃されたのは1874年「共謀と財産の保護法」によって、労働組合が個人によって行なわれた場合に合法となる行為に対して起訴されないという原則を確立したとされます。労働者が仕事をやめることは違法ではなく、労働組合がストライキを組織した場合も、訴追することはできなくなったのです。共謀罪は勃興期のイギリス労働運動を150年にもわたって苦しめ続けた前科があるのです。

2 アメリカの共謀罪

アメリカはイギリスと法制度が共通で、アメリカにおいても、19世紀には労働運動の弾圧に独占禁止法違反の共謀罪が使われました。そして、その後はアメリカではベトナム・イラク反戦運動などの弾圧のためにも濫用されました。

1968年シカゴセブン事件が反戦運動に共謀罪が適用された事件として有名です。この年、シカゴのニクソン大統領に代わる大統領候補を選ぶための民主党大会に州を超えてからやってきたデモ隊が平和的に抗議していましたが、警官隊の暴力から過激化し、暴動状態となりました。

この事件で、ヒッピー、ブラック・パンサー、ベトナム反戦組織、ラディカル学生組織(SDS)のメンバーらが、暴動の共謀容疑で逮捕されました。シカゴセブンと呼ばれた被告人達の弁護士ウィリアム・カンスタは、「思考」およびその実現に向けた言論行為を取り締まる法律は違憲であると訴えました。共謀罪も暴動教唆も適用できず、最終的に法定侮辱罪のみが被告人の一部とカンスタ弁護士に適用されました。

1969年から72年まで争われたこのシカゴ共謀裁判(Chicago Conspiracy Trial)は、不当な共謀罪適用に対する人々の勝利の記憶となりました。シカゴセブンの言葉が残っています。

「もしも戦争を終わらせる共謀があるのなら、もしも文化的革命への抑圧を終わらせる共謀があるのなら、自分たちもその共謀に参加しなければならない」

イギリスとアメリカの共謀罪の歴史を見ると、この罪が、ひとびとが団体として政府や企業に異議申し立てをすることを弾圧する機能を果たしてきたことがわかります。私たちも、共謀罪の制定をやめさせ、日本の戦争計画を止めるための共謀があるのなら、これに加わろうではありませんか。

3 共謀罪と治安維持法の共通点について

治安維持法とは、国体の変革（天皇制を廃止し共和制にすること説明されました）と私有財産制度を否定すること（社会主義や共産主義が念頭に置かれています）を目的とする結社を取り締まることを目的として1925年に制定された法律でした。

1925年法はこの二つの目的で結社を組織し、事情を知ってこれに加入する行為を10年以下の刑を科すというものでした。つまり、治安維持法は、天皇制と私有財産制を守ることを保護法益とし、これらに悪影響を与える組織団体を結成したり、これに加入することを犯罪とした法律でした。この三年前に、過激社会運動取締法案という法案が提案され、帝国議会と新聞などの反対で廃案となっていました。政府は、この法律について「私有財産制度を否認する」は過激社会運動取締法案の「社会の根本組織の変革」よりはるかに狭く、「国体若ハ政体ヲ変革シ」は同法案の「安寧秩序紊乱」よりはるかに狭い、と説明しました。また、過激社会運動取締法案には言論表現の自由を侵害する危険のある宣伝罪が盛り込まれていましたが、これらの取締は、新聞紙法、出版法、治安警察法に譲り、結社の取締りに重点を絞ったと説明したのです。さらに、過激社会運動取締法案と異なり、すべての犯罪は「目的罪」であるから、警察の権限濫用は大幅に抑えることができると説明されました。

そして、内務省幹部は法の成立後も、善良な社会運動を取り締まる意図はない、思想を処罰する意図はないなどと説明したのです。いまの政府の共謀罪に関する説明の仕方とそっくりではありませんか。

その後、治安維持法は、日本共産党、その周辺団体に適用されていましたが、その弾圧が完了しても、その適用は止まりませんでした。1935年には、共産主義とは全く関係のない大本教に治安維持法が適用されます。教義の中に天皇制と矛盾する部分があることから「国体変革」結社と見なされたのです。この事件では神殿が政府によって爆破までされています。1942年には大本教事件で治安維持法に関する無罪判決がされていますが、この判決は報道されませんでした。この無茶苦茶な違法捜査を指揮した内務省の唐沢俊樹警保局長は、戦後には自民党の国会議員となり、岸内閣で法務大臣を務めています。

1937年には、日本無産党、全評、労農派のマルクス主義者など合法的無産勢力を根絶やしにする人民戦線事件が起きました。治安維持法による大本教から始まった宗教弾圧は、1938年天理本道事件、1939年キリスト教の燈台社事件などにまで適用範囲が広がります。太平洋戦争下では、創価学会の牧口常三郎氏が1943年に治安維持法違反で検挙され、1944年には獄死しています。

1942年の横浜事件では「改造」「中央公論」などの雑誌編集者が、慰安旅行の記念写真をもとに共産党の再建準備会議を開いたとでっち上げられ、ひどい拷問が繰り返されました。

1939、40年に起きた企画院事件では、国家総動員計画を立案していた企画院の国家公務員にまで、「官庁人民戦線」を作ろうとしたという砂上樓閣のような事件をでっち上げています。治安維持法は、権力内闘争の道具にまで使われたのです。企画院事件では、当時商工次官を務め、国家総動員対策の要となっていた岸信介氏も、検挙まではされませ

んでしたが、事件の責任をとって次官を辞任しているのです。岸氏は翌1941年東条内閣で商工大臣として復活するのですが、治安維持法が権力機関の内部までをむしばんでいたことは驚くべきことです。

治安維持法も共謀罪も、団体を規制するための刑事法であるという点で基本的に同じような構造の法律です。治安維持法は、経済的な組織犯罪ではなく、政治的な団体を念頭に置いた参加罪であったといえます。準備段階の行為を捉えて刑事規制をしようとしている点では、共謀罪と治安維持法には重大な共通点があります。

処罰範囲が拡大され、不明確になり、拡大適用すれば、体制に抵抗する団体に対する一網打尽的弾圧を可能にする手段となりうる点も、共通しています。共謀罪は、処罰時期の前倒しそのものですが、治安維持法における目的遂行罪、団体結成準備罪なども、処罰可能時期を早めるものでした。

法案の宣伝文句までよく似ています。また、あらたに提出された法案と2003年の法案との関係が、1925年治安維持法と1922年過激社会運動取締法案の関係になぞらえられているのです。国会議員の先生方は、政府の説明が法律の条文にきちんと裏付けられているかどうかを厳密に検討して頂きたいと思います。

このように、共謀罪法案には、「平成の治安維持法」と呼ぶことのできる、広汎性と強い濫用の危険性が潜在していると言わなければならないのです。

第5 まとめ

19日から始まった衆院法務委員会で法案審議開始からわずか一週間の審議で参考人審議となりました。しかし、法案に関する疑問点が尽くされたとは到底いえません。

今日の公述では、第1次的な資料にもとづいて、政府提案の法案についての多くの解明しなければならない疑問を提起させて頂きました。日本は憲法で国民主権の保障された民主主義社会のはずです。この法案には、刑事法学者やメディア関係者を含め、多くの国民が疑問と不安を覚えています。

2005/6年の国会では、真剣な審議と協議がなされました。そして、小泉純一郎首相と河野洋平衆院議長の話し合いと決断によって、法案の強行採決はなされませんでした。

2011年11月7日には、民主党政権のもとで、平岡法務大臣は、法務省の関係部局に対して（外務省の関係部局に対しては、法務省刑事局を通じて）、共謀罪に関する状況調査（条約交渉の経緯、条約締結に向けての各国の対応、「条約の留保」の可能性等）と、共謀罪創設問題に関する立法方針の検討を指示しました。

『「長期4年以上の懲役又は禁固の刑が定められている罪のうち、TOC条約の目的・趣旨に基づいて防止すべき罪に対して、既に当該罪について陰謀罪・共謀罪・予備罪・準備罪があるものを除き、予備罪・準備罪を創設する」ことには、どのような問題があるか。（国連への通報に示されているサウジアラビア、パナマのケースは、これと類似のケースのように思われる。）』というものでした。

政府与党の皆さんに訴えます。なぜ、このような抑制のとれた方針に基づく立法化がなぜできないのでしょうか。

ことは、一国の刑事法体系に関わる重要問題です。法案を決して強行採決することなく必要な資料を国会に提出させ、辛抱強く国会審議を尽くして頂きたいと思います。

第6 参考資料

参考資料1 日本政府が条約3条（後の5条）について、1999年3月8－11日に開催された第2回起草特別委員会に提出した修正案

日本政府は、文書で理由を付した正式文書の体裁で、この英国案に対する修正案の形式で次のように提案した（A/AC.254/5/Add.4）

「第3条

【日本修正案：下記の（b）の（iii）の部分】

犯罪的組織への参加

締約国は、次の行為を犯罪としなければならない。

(a)組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、幫助し、教唆し、もしくは援助しまたはこれについて相談すること。

(b)次の犯罪行為の未遂または既遂に含まれるものとは別個に成立する少なくとも一つの犯罪。

(i)金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため組織犯罪集団の関与する重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意すること。ただし、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴うもの。

(ii)組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、故意に次の活動に積極的に参加する個人の行為

a 本条約第2条 bisにおいて言及された組織的な犯罪集団の活動

b 組織的な犯罪集団のその他の活動であって、当該個人が、自己の参加が犯罪の目的の達成に寄与することを知っているもの

(iii)重大犯罪を実行することを目的とする組織犯罪集団の行為に参加することであって、当該行為に自ら参加することがその犯罪の成就に貢献することを認識しているもの」

この提案文書には理由も付されている（A/AC.254/5/Add.3）が、その理由中において、「日本の国内法の原則では、犯罪は既遂か未遂段階に至って初めて処罰されるのであり、共謀や参加については、特に重大な犯罪に限定して処罰される。したがって、すべての重大な犯罪について、共謀罪や参加罪を導入することは日本の法原則になじまない」「それゆえ、参加行為の犯罪化を実現するためには、国内法制度の基本原則の範囲内で実現するほかない」と示したうえで、日本政府は、参加罪については、参加する行為がその犯罪行為の成就に貢献することを認識しつつなされたものであることを要件とする新しい類型の参加罪の規定を設けるよう提案したのである。この提案について、日本政府は「（原案は）英米法系あるいは大陸法系の法体系のいずれかに合致するものとして導入されるように考案されている。条約をさらに多くの国が受け入れられるようにするためには、世界各国の法体系が英米法、大陸法という2つのシステムに限定されていないことから、第3のオプション（選択肢（iii））、すなわち、『参加して行為する』ことを犯罪化するオプションを考慮に入れなければならない」

参考資料2 条約起草第7回会合の経緯

本条約5条に関する第三読会は00年1月17日から21日にかけての第7回会合において行われた。

第3読会の冒頭のテキストは第2読会のものと変わっていない（A/AC.254/4/Rev.6）。

この日本案と英国案は、米、加等との非公式会合において協議され、日本政府は、00年1

月に開催された第7回起草特別委員会において、英国提案を少し修正した修正案を自ら提案し（A/AC.254/4/Rev.7）、その案が条約の最終案となった。英国提案と日本政府提案は、自己の参加が犯罪〔日本案〕もしくは組織犯罪集団の目的〔英国案〕の達成に寄与することを認識して組織的な犯罪集団のその他の活動に参加する行為の犯罪化を求めている点で共通していた。

注目されるのが、この条約の起草の過程で日本政府と米、加との間で行われた非公式協議の存在である。この協議については詳しい報告書が作成されているにもかかわらず、かつ、野党議員の強い要求にもかかわらず、この報告書は国会に提出されていない。政府は国連からの要請で共謀罪の新設を行ったと説明してきたが、この非公式協議の内容をひた隠しにしようとする姿勢からは、米国政府との間の何らかの密約の存在を疑わざるを得ないのである。

情報公開文書では、この議論の際の審議中の3条に関する公式会合における協議内容（番号250号、WD22824-02）とこれに引き続いて行われた00年2月16日から17日にかけての非公式会合の内容（番号233号 WD22796-11）における議事の様子と日本政府の対応については、すべての公電が完全不開示となっている。

とりわけ興味深いのが、ウィーン国際機関日本国政府代表部阿部信泰大使から外務大臣に宛てた00年（平成12年）2月16日発信の233号（FAX送信番号WD22796-11）の公電である。この公電は、11頁にわたって詳細に記載されているが、11頁にわたる同公電は、誰が会合に出席したかがわかるだけで1、肝心な内容について書かれた部分（11頁分）全てが非開示とされている。

前記の対応の直後であり、条約案審議の終盤近い時期の協議であり、日本政府と米・加政府間の非公式協議の内容、本条約5条がまとめられた経緯、その意味内容、そして可能性としては、日本政府がどのような国内法かを行うかという点に関しても、討議がなされている可能性があると考えられる。ずっと、国内法を制定しないで参加罪オプションを柔軟化して条約を批准するとしてきた日本政府の姿勢が、この時点で米、加政府との協議を通じて共謀罪オプションへと変化した可能性が高いと我々は考える。

日本政府が、国内法化に当たって、なぜ、参加罪ではなく、共謀罪を選択したのかを探る第一級の資料であり、その内容を公開するよう、野党から繰り返し強い要求がなされたが未だに政府はその公開を拒んでいる。今回、政府が政府新法案を国会に提出するに当たっては、まず第1にこの資料の公開に応じなければならない。

ただ、公開されている公式会合の記録からもこの間の事情の片鱗を伺うことは可能である。確かに議事録には日本政府がオプション3を撤回する案をなぜ自ら提案したのか、その提案理由は一切記載されていない。しかし、議場で仏及びコロンビアから、オプション3を撤回する「同案について十分に理解ができていない」として態度を留保する発言がなされ、日本と米国が議場外で仏政府を説得し、仏政府が留保を撤回したと記載されている。

ここからは、日本政府がこの非公式協議を通じて仏などの大陸法諸国から離れて、法体系の全く異なる共謀罪を導入する方向に大きく舵を切った姿が浮かび上がってきていると言えないだろうか。

このような、条約起草の過程に照らしても、立法ガイドが第3のオプションを認めていると解することには、十分な根拠があるのである。

参考資料3 条約審議の最終盤で議論されていた重要犯罪リスト

最終的には条約本文に残されなかったが、条約に重大犯罪のリストを記載すべきであるとの

¹ 外務省尾崎国人長、法務省刑事局千田局付、同片山局付、警察庁小島暴力対策第2課補佐が出席していたことがわかっている。

意見は、第10回の委員会でも繰り返されていた。この最終会合にアルジェリア、エジプト、インド、メキシコ、トルコが連名で提案した重大犯罪リストは、かなり多くの国々の支持を集めた。ただ、ここにテロ関係の犯罪が含まれていたために、反対する意見が出され、合意に至らなかった。

テロ関係以外の犯罪については、反対意見もなく、この条約が未然に防止すべきと考えていた犯罪がどのようなものであったか、このリストを見ることで明確に理解することができる。

日本政府のとした立法措置は、条約の適用範囲をはるかに超えるものであるとあってよいであろう。

「アルジェリア、エジプト、インド、メキシコ、トルコは、国境を越えた組織犯罪に対する国連条約の附属書に含めるべき犯罪の指標リストを提案した。

1. 麻薬や向精神薬の不正取引。
2. 人、特に女性と子供の人身売買。
3. 移住者の不法取引と移住。
4. 通貨の偽造。
5. 文化遺産の不正窃盗や窃盗
6. 核物質の不正使用や盗用、核兵器の使用または濫用の脅威。
7. 関連国際条約に定義されているテロ行為。
8. 銃器、弾薬、爆発物およびその他の関連資料の不正な製造および人身売買。
9. 自動車、その部品および部品の不正販売または窃盗。
10. 人間の器官および身体部分における不正な人身売買。
11. コンピュータおよびサイバー犯罪のすべての種類、およびコンピュータシステムおよび電子機器への不正アクセス、または電子的な資金送金を含む。
12. 身代金のための誘拐を含む、誘拐。
13. 生物及び遺伝物質の不正取引又は窃盗。
14. ゆすり。
15. 金融機関に関する詐欺。」(A/AC.254/5/Add.26)

参考資料４ 外務省の調査による世界各国の重大犯罪数

OECD加盟国の国内法における国際組織犯罪防止条約に規定する「重大な犯罪」の数

平成29年3月3日
外務省

1. 「重大な犯罪」の数について、先方政府から回答が得られた国及びその数

エストニア：388
ハンガリー：178
スペイン：46
スイス：約100

2. 「重大な犯罪」の数について、先方政府から「把握していない」旨回答があった国

オーストラリア、オーストリア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、イスラエル、イタリア、ラトビア、オランダ、ノルウェー、スロバキア、スウェーデン、トルコ、英国、米国

3. 上記2の国を対象として、我が国の大使館において刑法（※特別法は除く。）についてのみ「重大な犯罪」の数を独自に集計した結果

オーストラリア：約330
オーストリア：少なくとも123
チェコ：157
フィンランド：71
フランス：約250
ドイツ：約290
アイスランド：70以上
イスラエル：218
イタリア：221
ラトビア：198
オランダ：約217
ノルウェー：119
スロバキア：152
スウェーデン：77
トルコ：104
英国：少なくとも180
米国：740

(7)

参考資料５ 06年6月16日の与党修正試案（同日の衆議院法務委員会会議録に参考掲載）

同日付議事録から作成
（組織的な犯罪の共謀）

第六条の二

次の各号に掲げる罪（別表第三に掲げるものを除く）に当たる行為で、組織的犯罪集団の活動（組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が死刑若しくは無期若しくは長期五年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（別表第三に掲げるものを除く。）又は別表第一（第一号を除く。）に掲げる罪を執行することにある団体をいう。）の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該組織的な犯罪集団に帰属するものをいう。）として、当該行為を執行するための組織により行われるものの遂行について具体的な謀議を行い、これを共謀した者は、その共謀をした者のいずれかによりその共謀に係る犯罪の実行に必要な準備その他の行為が行われた場合において、当該各号に定める刑に処する。

ただし、情状により、その刑を免除することができる。

- 一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮
- 二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮
- 2 前項各号に掲げる罪に当たる罪（別表第三に掲げるものを除く。）に当たる行為で、第三条

第二項に規定する目的で行われるものの遂行について具体的な謀議を行い、これを共謀した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪については、第一項に規定する準備その他の行為が行われたことを疑うに足りる相当な理由があるときに限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により逮捕し、又は勾留することができる。

4 第1項及び第2項の適用に当たっては、思想及び良心の自由並びに結社の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限するようなことがあってはならず、かつ、労働組合その他の団体の正当な活動を制限するようなことがあってはならない。

参考資料6 2006年6月1日石原法務委員長「組織的な犯罪の共謀罪に関する修正について」

2006年6月1日、石原伸晃法務委員長から、それまでの協議の内容を踏まえ、その後の協議における検討の方向性について強く示唆する「組織的な犯罪の共謀罪に関する修正について」と題する書面(以下、「委員長ペーパー」という。)が実務者協議会に提示された。

委員長ペーパーの内容は、次の通りであった。

『組織的な犯罪の共謀罪に関する修正について

1. 逮捕の要件について、共謀が行われたことのほか、必要な準備その他の行為が行われたことを要件とすること。
2. 「共謀」の行為について、「具体的な謀議を行いこれを共謀した者」という表現に改め、その意義を明確にすること。
3. 共謀の後、共謀の目的とする対象犯罪が成立するに至ったときは、共謀罪は対象犯罪に吸収されることを法律上明確にすること。
4. 実行に着手する前の自首による刑の減免規定を削除した上、「情状により、その刑を免除することができる」旨の規定を設けること。
5. 共謀の対象犯罪は、長期4年以上の罪を前提として、過失犯その他性質上共謀の対象犯罪とならない罪を別表に列記して除外すること。
6. 以下の規定を設けること(附則)
 - 共謀罪の適用に当たっては、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うことを目的とする条約の目的を逸脱することがないように留意し、いやしくも拡張して解釈してはならない旨の規定
 - 特に長期5年以下の罪の共謀については、当分の間、特に慎重に適用し、政府は、その間、その施行状況について検討を加え、必要があるときは、法整備その他所要の措置を講ずるものとする旨の規定』

参考資料7 2007年2月20日付の自民党法務部会条約刑法検討に関する小委員会の検討

結果に示された修正案骨子

(国会議事録などには掲載されず)

① 「組織的な犯罪の共謀罪」という名称の修正

テロ等の重大な組織犯罪が実行されて甚大な被害が発生することを防止するために、謀議の段階で処罰を行うものであることが明確になるように、「テロ等謀議罪」という名称に修正することとする。

① 対象犯罪の限定

国際組織犯罪防止条約が、国際的な組織犯罪を防止し、これと戦うための協力を促進することを目的とするものであることを踏まえ、「テロ等謀議罪Jの対象犯罪は、現実にテロ組織等の組織的な犯罪集団が実行するおそれがありひとたび実行されると重大な結果が生じてしまうため、その防止のために、実行前の謀議の段階で処罰することが真に必要であると考えられる犯罪に限定することとし、そのような犯罪の類型として、「テロ犯罪J」、「薬物犯罪J」、「銃器等犯罪J」、「密入国・人身取引等犯罪」、「その他、資金源犯罪など、暴力団等の犯罪組織によって職業的又は反復的に実行されるおそれの高い犯罪」の5つの類型を挙げた上、各類型に該当すると考えられる犯罪を具体的に列挙することとする。

このような考え方にに基づき、対象犯罪の限定についての具体的な案として、別紙「テロ等謀議罪の対象犯罪(案)J」を取りまとめた。

刑法の罰条+特別法の数 (対象犯罪の該当罰条数の合計)

Aのケース	8 1	(1 2 8)
Bのケース	9 3	(1 5 1)
Cのケース	104	(1 6 2)

② 「テロ等謀議罪」の対象となり得る団体の限定

組織的な犯罪集団J、すなわち、結合関係の基礎としての共同の目的が「テロ等謀議罪」の対象犯罪等を実行することにある団体のみを対象とするものとするにより、対象となり得る団体を限定する。

③ 「共謀」の意味の明確化

具体的な謀議を行い、これを共謀した者Jという表現に修正し、具体的な謀議がなければ「共謀J」には当たらず、例えば、目配せをただけでは「共謀J」に当たらないことを明確にする。

④ 「共謀Jだけでは逮捕も勾留も処罰もされないものとする

共謀に加えて、「実行に必要な準備その他の行為」が行われたい限り、処罰できないものとし、また、これが行われたという嫌疑がない限り、逮捕・勾留をすることもできないものとする。

⑤ 運用上の留意事項の明記

「テロ等謀議罪J」の規定の適用に当たっては、思想・良心の自由等、憲法の保障する自由・権利を不当に制限してはならないこと、また、労働組合その他の団体の正当な活動を制限してはならないことを明記することとする。